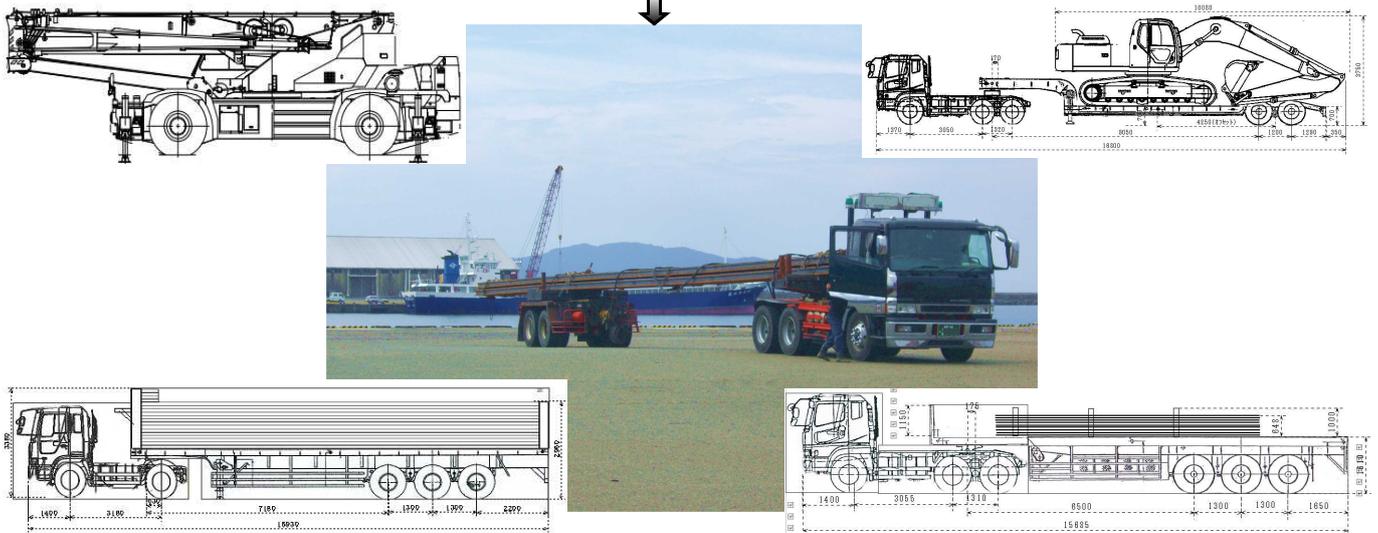


通行許可や制限外積載の許可をとっていなかった、更新を忘れていた、条件違反で警告を受けた等で事故の時に任意保険がおりなかった、荷主さんからコンプライアンスの点から通行許可証、制限外積載許可証の提示を求められた通行許可制度について説明を求められた等々ということはありませんでしょうか？

特殊車両のことで困った ことはありませんか！

北陸新幹線のレールの輸送（ポールトレーラ：積載状態で全長27.8m）



現在の通行許可制度（車両制限令）には、現実の実態とかけ離れた点や現実の経済活動にそぐわない点など多くの問題点や矛盾点があります。

●誘導車に関して疑問を感じたことはありませんか？

現状の通行許可制度では、トラクタ&トレーラを連結して走行する場合、基準内車両ある緩和車両を問わずC条件が付くのがほとんどであり前後に誘導車を配置して走行することが義務づけられます。しかし、現状はどうでしょうか？

●何故車検証の最大積載量で許可にならないのかと思ったことは？

バラ積み緩和の認定を受けたトレーラの車検証の最大積載量欄には28.0tと記載されていても、通行許可ではほとんどの経路で23.0t位でしか許可になりません。総重量あるいは軸重オーバーで指導や警告を受けたことはありませんか？荷主さんは過積載になることについて理解してくださっていますでしょうか？

●通行許可の下りるのに時間が掛かり困っているということは？

特殊車両に該当する車両は、登録が終わってナンバーが付いても通行許可が下りなければ運行することはできません。昨年頃から通行許可の審査が厳格になり許可証が交付されるまでに非常に時間が掛かるようになっていきます。

私達は、こうした現実の実態とかけ離れた点や現実の経済活動にそぐわない点を指摘すると同時に問題点や矛盾点を少しずつでも変えて行く必要があるのではないかと考えております。

私達は特殊車両に関する手続き・申請書類作成の行政書士専門家集団です！

☆オンライン申請で『少しでも早く申請して許可を』がモットーです！

☆オンライン申請開始当初から業務を手掛けておりますのでノウハウが沢山詰まっています。何でもご相談ください！



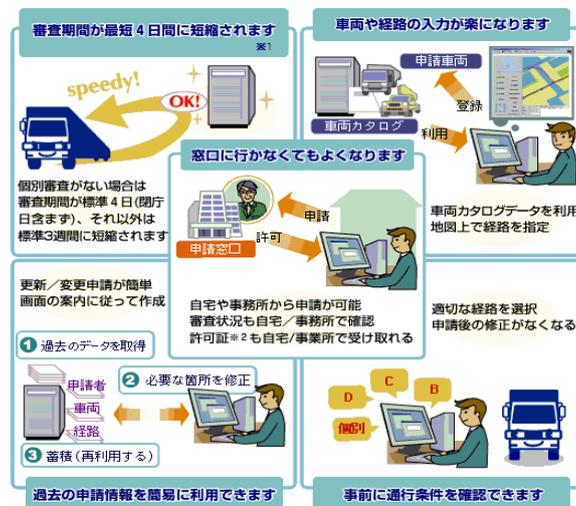
☆諸元データも沢山保有していますから車検証の写しと出発地・目的地の住所を教えてくださいただければ直ぐに作業に入ります！

業務の簡素化のため！

- 委任状があれば行政書士が代理人として皆様が変わって申請することが出来ます。

より早くどこでも！

- オンライン申請なら審査期間が短縮されます。また、全国の全ての国道事務所にも申請することが可能です。



負担の軽減のため！

- 地域別の手書き用の経路図を使う必要がありません。オンライン上で経路図を作成、カラー印刷してお渡します。

安全・安心のため！

- 特殊車両の許可制度の厳格な運用あるいは取り締まりが徐々に強化されていますのでより正確な申請が求められています。

☆可能な限りの積載量で運行できるようにシュミレーションをしてご相談しながら運行経路を決めさせていただきます！

☆積載物の幅が4.0mを超えている、長さが27.0mを超えているというような長大物の通行許可も経験しておりますから安心してご相談ください！

☆積載物のはみ出た場合の制限外積載許可、通行禁止や制限のある道路の通行許可、対向車、後続車を一時的に規制する道路使用許可等の道路交通法上の申請もお任せください！

☆軌跡図や積載状態図も専用のソフトを使って短時間で正確なものを作成します！



☆備考欄にトラクタやトレーラの型式が記載されていない！というような場合でも安心です。連結仕様検討書や基準緩和認定書の作成に精通した行政書士の集まりですから！

☆報酬は別表の記載した基準に基づいた金額ですら安心です！

通行許可以外の業務でもお役に立ちます！

■ 連結仕様検討書の作成から型式追加の記載変更登録まで！

トラクタの型式をトレーラに追加する、トレーラの型式をトラクタに追加するあるいは両方にそれぞれの型式を追加するといったことに対応します。

■ 基準緩和認定申請書の作成からヒアリングまでサポートします！

バラ積み緩和、分割不可能な単体物の緩和、ポールトレーラの緩和あるいは自主基準検討書の作成も行います。

■ 一般貨物、貸切バス、乗合バス、タクシー、利用運送業、倉庫業、レンタカー等々の新規許可、運輸開始、増減車等の変更、開始後の日常業務指導、事業報告書作成等々運送業に関することなら二十数年以上の経験があります。

関連する分野で新たに事業をやりたい、業務の効率化のためにアウトソーシングをしたい等々運輸関係の業務のことなら何でもご相談ください。



■ Gマークの取得あるいは輸送安全マネジメントもサポートします！

社会の安全性、コンプライアンスの面から運送業におきましてもそれぞれの企業において実態にあった実行可能な輸送安全マネジメントの確立が求められています。Gマークの取得並びに輸送安全マネジメントの確立のお手伝いをいたします。

■ 処分基準が年々厳しくなったり、労働基準監督署の監査等で運送業界では『労務管理問題』が大きな問題になっています。

運送業界の労務管理にたけた『社会保険労務士』がご相談にのります。運転手さんが『残業代が未払いだ』、『労働時間が長すぎる』、『有給休暇がもらえない』等々で労働監督署へということは大変多くなっています。

『労働基準監督署』からの突然の電話で慌てても間に合いません。問題を発生させないための就業規則や賃金規定が会社を守ることとなります。

■ 産業廃棄物に関する収集運搬や中間処理もお任せください！

最近では産業廃棄物を運送する場合、貨物運送業の許可だけではなく『産業廃棄物収集運搬業許可』も求められます。そんな時もお任せください。

出前講座や出前研修もやっております。是非ご利用ください。

① 通行許可制度についての社内研修やお客様への説明(販売店様、運送事業者様)

② 社内での法令教育、安全教育、初任運転者教育等の指導・教育の講師として(運送事業者様)

③ Gマーク取得のための準備についての説明(運送事業者様)

④ 運送業に適した就業規則、賃金規定、助成金等の説明(運送事業者様)



※詳細についてはセンターまでお問い合わせください。開催方法、内容等の詳細については十分ご相談させていただきます。土曜日、日曜日でも可能です。

通行許可・連結検討・基準緩和に関する報酬額表

業務種別	基本報酬	基本業務内訳	加算報酬	実費負担金等
新規普通申請	20,000円以上	・単車の場合 ・連結車の場合 トラクタ1台 トレーラ1台	経路(往復)が1から10経路まで 1経路につき1,000円 経路が11経路以上の場合 1経路につき 800円	国交省への納付金
新規包括申請	25,000円以上	・連結車の場合 トラクタ2台以上 トレーラ2台以上	《経路加算》 経路(片道)が1から10経路まで 1経路につき1,000円 経路が11経路以上の場合 1経路につき 800円 《型式加算》 トラクタ1型式増加毎に 1,500円加算 トレーラ1型式増加毎に 1,500円加算	国交省への納付金
変更申請	15,000円以上	経路変更・車両変更 名称変更他		国交省への納付金
更新申請	12,000円以上	前回と同一の場合		国交省への納付金
未収録道路調査料	1経路 500円	出発地、目的地あるいは経路途中に市町村道路等の未収録道路がありその道路名等を調査した場合		
相談料	1時間 3,000円が基本	超大物品、超重量物品等で国道事務所でのヒアリングが必要となる場合、あるいは特殊な輸送物品等で事前の打ち合わせ、調査等が必要な場合		
地図作成料	カラー地図 A4で1枚 25円	オンライン申請を行って経路図をカラープリンタで印刷した場合 A4版1枚あたり25円		
軌跡図作成料	6,000円	積載物が車両の幅より大きい場合、申請経路の中に曲線又は交差点障害等があつて軌跡図の提出を求められた場合		

【国土交通省への申請手数料は】

・申請経路数(往復の場合は2経路) × 申請車両台数(トラクタの台数) × 200円 =

●連結検討書関係

①連結仕様検討書作成 - 25,000円 (内容により加算することがあります)

●基準緩和認定申請関係

①バラ積み基準緩和認定申請 - 100,000円 (内容により加算することがあります)

②単体物の基準緩和認定申請 - 200,000円 (内容により加算することがあります)

③バラ積み緩和の自主基準適合検討書作成 - 20,000円

④継続基準緩和認定申請書 - 60,000円 (内容により加算することがあります)

●制限外積載許可申請関係

①新規申請 - 10,000円 ②継続(3ヶ月ごと) - 5,000円

行政書士法人 自動車登録センター新潟

〒942-006 新潟県上越市春日新田5丁目16番22号 HP:

TEL: 025-543-8372 FAX: 025-543-8396 E-mail: info@toroku.co.jp

【行政書士】

・仙名 栄 ・仙名 和巳 ・置田 正憲

【社会保険労務士】

・仙名 栄 ・仙名 和巳

【スタッフ】

・佐藤 正博 ・清水 正 ・荻草 正広 ・小滝 重則 ・江戸谷 慎一
・布施 裕子 ・野崎 直美